

令和元年 12 月 26 日

各 位

鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら当金庫におきまして元職員による不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、かかる事態を招いたことについて、お客さまをはじめ関係各位に対しまして多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	元職員（男性・営業担当、40 歳）
発生店舗	鹿屋支店
発生期間	平成 28 年 5 月から平成 30 年 3 月
事故の内容	定期預金作成のためお預かりした現金や定期預金・定期積金の解約金または普通預金からの払戻金を着服していたほか、解約のためお預かりしたカードローン口座から不正に引き出し、あるいはお客様の了解のもとカードローンから出金した現金を着服し流用するなどの不正行為を行っていたものです。 なお、流用した現金は取引先に対し浮貸し（*）していたほか、ギャンブル等の遊興費に費消しておりました。
発覚の経緯	令和元年 11 月 21 日、お客様から 2、3 年前に営業担当に依頼した定期預金の解約金を受け取っていないとの問い合わせがなされたため、直ちに内部調査を実施したところ、当該定期預金の解約金の着服・流用を事故者が 12 月 13 日になって認めたことから発覚しました。
累計事故金額	現時点 94,806 千円（被害者は 15 顧客、36 件） ※うち 47,450 千円（7 顧客、9 件）を浮貸ししておりました。
事故金額	現時点 20,030 千円 ※事故金額については、事故者および保証人からの弁済により回収を図る方針です。

*「浮貸し」とは、金融機関の職員がその地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務保証をすることをいいます。金融機関の信用を損なう行為であり、出資法により禁止されています。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたことが判明したお客さまに対しては、元職員による不正行為の事実をお伝えした上で深くお詫び申し上げるとともに、被害金額については精査のうえ金庫が弁済または残高の修正を行う旨ご報告しております。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、法令に基づき監督官庁に届出を行うとともに、警察に通報しました。なお、実損が見込まれるため、今後刑事告訴について手続きを進めてまいります。

4. 人事処分

元職員につきましては、令和元年12月25日付けで懲戒解雇処分といたしました。また、関係役職員等につきましても厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

当金庫は、平成30年4月に業務改善命令を受け、以降、役職員一丸となってコンプライアンス意識の向上と不祥事件防止に向けて懸命に取り組んでいるところです。

しかしながら、今年10月に現金着服事案を公表し、さらに今年13日にも公表を行ったばかりで、そのような中、再び本事案が判明したことは、誠に申し訳なく心より深くお詫び申し上げます。

本事案の発生を厳粛に受け止めて、改めて信頼回復のため役職員一同が猛省し、不祥事撲滅に向けて再度徹底した調査を行うとともに金庫内外において厳正に対処し、更なる経営管理態勢の確立および内部管理態勢の充実強化を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

6. 本件に対するお問い合わせ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 法務コンプライアンス部（川口、橋口、上山）

電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）

F A X：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日祝日は除きます）

以上